

平成 29 年度町政懇談会記録（要旨）

開催日：平成 29 年 10 月 17 日（火）

開会：午後 7 時 00 分 閉会：午後 8 時 03 分

場所：六把野新田コミュニティセンター

参加者：男 26 人、女 10 人 計 36 人（うち職員 7 人）

町職員：町長、副町長、建設部参事、上下水道課長、環境防災課長、同課長補佐、同係長、政策課員

○懇談

男性（1） 六把野新田内の県道がやっと西のほうで工事が始まりました。やっと進んだのでありがたいのですが、今回の工事では白馬（喫茶店）の付近までということ、まだまだ六把野地区全体までいくとは聞いていません。六把野地内にも白線が消えかかっている箇所がたくさんあり、役場にも先日伺ったのですが、役場の事業ではないので桑名建設事務所に要望しますといつもの返事でした。これはしょうがないのは分かっている、直接桑名建設事務所にも行きましたら、役場から要望も出ているので桑名建設事務所の方もよく知られていました。どうするんですか、と聞いたら案の定予算がないということでした。それで、役場にもう一回行ってもっと強く要望して欲しいと言ったら、桑名建設事務所との協議などをする機会がほとんどないと聞きましたので、直接桑名建設事務所に要望書を送りましたがなしのつづてでした。県道は大きな車が通りますし、振動がすごいんです。町もより推進をしていただきたいと思います。

町長 担当課がないので、詳細については分かりかねるところがありますが、県道については舗装だけでなく、側溝とかいろいろと以前から聞いておりました、桑名の建設事務所にも三重県庁にも行くんですが、県もなかなか重たい腰を上げてくれないというのが現状です。県もお金がないんです。半分冗談半分本気で、県がしないなら、町が変わりに工事するから、後で工事代返してくれないかと言った事もあります、ルール上そういうわけにはいきませんので、しつこく県に要望するしかありません。白線の件も 6 月の町議会で何件かご質問いただきました。こちらも百も承知なのですが、道路上の横断歩道や、止まれなどの交通規制関係は土木ではなく公安委員会なんです。桑名建設事務所や公安委員会に話に行ってもかたい話しかされません。我々もいいかげん頭に来ている部分もあるんですが、そうはいつでも全県あるんで、と言われると一変に全てやるのも無理ですし、我々も歯がゆい思いをしております。今年一部とはいえ始まったということで、すぐではありませんが一度始まれば放っておくわけにもいかない、ので順次始まっていくと思いますのでもう 2、3 年様子をみていただきたいと思います。

男性（2） 先ほど避難所の話がありましたが、避難所の耐震化がどこらへんまで終わっている

のか、また、役場やその他の公共施設はどうなっていますか。あと、水道の話がありました。地震が起ると停電しポンプが動かなくなり、水道が使えなくなったりすると思います。六把野地区は幸いなことに自噴している水が何カ所かあるんですが、それを事前に飲み水として使用できるか水質検査とかをしておいてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

環境防災課長 町の避難所、役場に関しては、全て耐震化が終わっております。

教育長 総合文化センターの外部の壁は落ちないようにになっています。学校の体育館は吊り天井になっていますが、落ちないように整備されています。入り口近くにはガラスが飛散しないように飛散防止フィルムが貼ってあります。また、体育館内のトイレが和式なんですけど、避難所になったときに厳しいということで、順次洋式にする工事を進めています。

上下水道課長 3カ所ある水源地の井戸の内、2カ所は自家発電設備を備えていますし、上水道管理事務所も自家発電設備を備えています。ですので、短期間であれば備蓄している燃料でポンプを動かし水を送ることはできます。管路については、今すぐ100%耐震化というのは無理ですので、避難所や病院への管路などの重要部分を重点的に耐震化の工事をしようとしています。どこかでは断水が起こるかもしれませんが、致命的な部分はなくそうというかたちで耐震化計画を進めております。

もう一点、自噴井戸に関しましては、役場で検査をするということではできないんですけども、水質検査のお取り次ぎはさせていただきますし、環境防災課のほうで自主防災活動事業補助金というのがありますが、そちらを活用して頂けると1/2の補助が出ます。現にその補助金を使用して検査をしている自治会もいらっしゃいますので活用していただければと思います。

男性(3) 農業の話で、大豆の話がありましたが、大豆をつくと豆がらがいっぱいありますよね。最近ではああいうものもごみ袋に入れて出すっていうことになっていますよね。私は自然のものは焼却してもいいと思っています。最近の風潮として農業のものでも焼いてはいけない、焼いているとすぐに役場の職員がとんできて消してしまう、そういう問題が六把野新田自治会でも私の耳に入ってきています。役場の職員がきて理由も言わんととりあえずやめてくださいというのは、私は基本的に燃やさないという方向を考えるのであれば、堆肥化のモデルというのをつくってもらおかしないと、1日の農作業が終わった後に煙が自宅のほうに漂ってくるとか昔からのものなんです。だから町が農業を推進していくなら、頭ごなしにやめろというのではなくて、どのようにして作物のからや土手の整備をしていくかを町が率先して行っていないと、問題が整理されないと思うんです。とりとめのない話になりましたが、一度総合的に考えていただきたいと思います。

環境防災課長　　いわゆる野焼きというのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されております。ただ、農業とか林業を営むためにやむを得ない場合は例外的に認められておりますが、風向きや量、近所の方の迷惑にならないような時間帯とかそういったものを選んでいただいで行っていただきたいと思っております。また、住民からの苦情が入った場合は、速やかに野焼きの中止をしていただくようお願いします。

建設部参事　　その農地で取れたものをその農地で焼くというのは、法に触れるものではないという担当課の話でした。それはそうだと思います。ただ、風の強い日、周りに山林がある、民家がある、こういった場合はやはり火をつけていただくとは火災の原因になりますので、どなたかからの通報であったりすると当然我々も現地へ行ってお話をしに行かないといけませんので、その辺のところは自己判断をしてもらわなければならないのかなと思いますのでよろしくお願いたします。

・懇談による意見

1. 県道について
2. 施設の耐震化について
3. 野焼きについて